

# 令和4年第4回農業委員会総会議事録

令和4年4月4日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年4月4日(月)

午後3時7分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第19号 農地法第3条許可について

議案第20号 農地法第4条許可について

議案第21号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第22号 農地法第5条許可について

議案第23号 非農地証明について

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 特定農地貸付けに係る承認の取消しについて

議案第26号 特定農地貸付けに係る承認について

[ 報 告 ]

報告第19号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第20号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第21号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第22号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第23号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第24号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

報告第25号 専決処分の報告について(土地改良法第3条第2項)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久 保 田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 野 富 男
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	20 番 前 田 峰 子
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

7 番 川 越 定 光	19 番 川 越 達 也
-------------	--------------

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	新 川 竜太郎	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主事	石 橋 里 彩		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 川越忠次 

委員 持原我信 

午後 3 時 7 分開会

○議長（松田） これより令和 4 年第 4 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7 番川越定光委員、19 番川越達也委員より欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、10 番川越忠次委員、14 番持原義信委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 8 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 19 号「農地法第 3 条許可について」は 17 件でございます。

議案第 20 号「農地法第 4 条許可について」は 5 件でございます。

議案第 21 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 22 号「農地法第 5 条許可について」は 14 件でございます。

議案第 23 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定について」は 90 件でございます。

議案第 25 号「特定農地貸付けに係る承認の取消しについて」は 1 件でございます。

議案第 26 号「特定農地貸付けに係る承認について」は 1 件でございます。

以上、審議件数は 130 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、20 万 2,592 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、18 万 4,197 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 議案第 19 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。3 ページの番号 80、4 ページの番号 83 が該当しますが、番号 80 は売買価格が地域の相場より低いため、番号 83 は基盤強化法と 3 条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3 条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可することに決しました。

次に、2 ページから 3 ページの 77 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの89番までを議題とします。

○事務局(吉藺) 4ページの番号85を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町内山在住の個人、受人は宮崎市高岡町五町に本拠を置く太陽光発電事業を営む法人です。

次に、お手元の「農地法第3条許可資料」を御覧ください。1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに平面図・断面図、4ページに拡大平面図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町五町にあります高岡総合支所から西に約1.5キロの場所に位置する土地です。

本案件は、3ページの平面図・断面図のとおり、申請地にマンホール及び排水管を農地の地下1.0～3.8メートルの範囲に設置したく申請に及んだもので、農地の地下に工作物を設置する際には、区分地上権設定のための3条許可が必要となります。これは、上空部分と地下部分に設定することができ、上下の範囲を定めて工作物を設置することを認めるものとしたものが区分地上権となります。一般的には、モノレールや地下鉄などで活用されています。

また、区分地上権の許可基準は、権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生ずるおそれがなく、かつ、目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可することになっております。

今回申請された排水路などの設置に伴う排水計画については、高岡農林建設課と協議が行われているとの確認が取れており、また、地権者などの同意や調整は行っているとのことです。

このことから、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすため、申請を受理し、



議案として上程しております。

最後に、4ページの番号86、5ページの番号87、88、89を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農法人からの申請です。受人である法人は、サプリメント原料の成分研究などの目的で栽培を開始しようと考えており、3年後に有機JASの認証を受け本格的に量産する計画があるため、本申請に至ったものです。

なお、本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければなりません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業等に常時従事する者がいること、などの要件があります。

また、受人の耕作面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が6,092平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○4番（久保田委員） このアシタバという作物は、サプリメントや漢方薬に使われるということで、無農薬栽培を行われると思いますが、隣接地の耕作者が散布した農薬が風向きによって飛散してアシタバにかかる恐れがあるのではないかと思います。以前、ヘリコプターを用いて大々的に農薬の空中散布を行ったところ、無農薬栽培を行っている農地にまで農薬が飛散してしまい、無農薬栽培を行っていた農家の方が損害賠償を請求したという事例がございました。アシタバも無農薬栽培を行う作物ですので、事前に、隣接の農家の方々に対して、農薬を散布していいのかどうか、もし散布してはいけないということであれば、きめ細かなネットを周囲に張るなどの対策を講じるのか等の確認はとれているのでしょうか。

○21 番（中村委員） 御指摘ごもっともだと思います。今回の場合は、その心配があるので、周りが全然耕作されていない区域内を全部借りたという形であります。

○4 番（久保田委員） 分かりました。

○事務局（吉藺） 今回取得する農地については、渡人にも事前に説明を行い確認をとっているということでしたので、当該農地で無農薬栽培を行っても問題はないと考えられます。以上です。

○事務局（川越） 今、中村委員がおっしゃられたように、無農薬栽培を行うにあたって、近隣の農地に何らかの影響を及ぼすかもしれないということで、細心の注意を払ったうえで申請地を選んでいただいたという経緯がございます。加えて、今回農地を取得される法人は、有機 J A S 認証を目指すという話も伺っております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 20 号農地法第 4 条許可について、6 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していません。

それでは、主な案件について説明します。

番号 16 を御覧ください。

申請人は、宮崎市古城町在住の農家です。申請地は、宮崎市花山手東にあります宮崎市民文化ホールから南西に約 1.3 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫として利用しており、今回、申請地に農家住宅

等を建築したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当していません。申請地の周囲は一部農地と接していますが、整地のみ行い、土砂の流出に留意し、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第21号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、8ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査する

こととされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号4を御覧ください。

本案件は、宮崎市佐土原町下那珂の農地を仮設通路等を設置する目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、令和3年10月26日に許可を得ています。主な事業計画変更の内容は、仮設通路のルートを最短に変更し、一時転用の面積を変更するための申請となります。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第22号農地法第5条許可について、9ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、一部の案件においては追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページから 11 ページの 53 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第23号非農地証明について、14ページを議題とします。

○事務局(川越) 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1件の案件について説明いたします。

申請番号4は、登記簿地目が山林であります。申請者の申告によると、50年前までは農地として利用しており、農地台帳に畑として登載されておりました。今回、改めて現況を確認したところ、10年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、3月22日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

議案第24号農用地利用集積計画の決定について、15ページから56ページまでの利

用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、長友紘子委員、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(11 番長友紘子委員、16 番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局（新川） 議案第 24 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、15 ページの番号 41 番から 29 ページの 68 番までの 28 件でございます。

利用権設定につきましては、30 ページの番号 234 番から 56 ページの番号 284 番までの 51 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 4 件、新規設定が 12 件、賃借権の再設定が 11 件、新規設定が 24 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

長友紘子委員、佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

(11 番長友紘子委員、16 番佐藤裕次郎委員入室)

○議長（松田） 次に、57 ページから 62 ページの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

(15 番小倉俊博委員退室)

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、57 ページの番号 285 番から 62 ページの番号 295 番までの 11 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

（15 番小倉俊博委員入室）

○議長（松田） 議案第 25 号特定農地貸付けに係る承認の取消しについて、63 ページを議題とします。

○事務局（吉菌） 議案第 25 号、64 ページの議案第 26 号を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

まず、特定農地貸付法の承認と取消しについて御説明いたします。

特定農地貸付法の承認を受けるためには、農地の管理方法などについて農地がある市町村と協定を結び、また貸付期間や賃料など市民農園の運営方法についての規定を定め、これらを添付し、農地が所在する農業委員会に承認申請を行います。

申請を受けた農業委員会は、市民農園の位置や面積が適当であるか、募集や選考の方法が公平であるか、貸付期間やその他条件が適正であるかなどを審査し、これらの要件を満たしている場合に承認されます。

なお、この承認について、特定農地貸付法施行令第 4 条第 3 項によれば、承認の際に提出した貸付規程に従って、特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができるとされております。

次に、議案第 25 号特定農地貸付けに係る承認の取消しについて御説明いたします。

本案件につきましては、令和 3 年 7 月に特定農地貸付けの承認をしておりますが、議案下段の記載のとおり、土地所有者の相続人と市との間で土地賃貸借契約の締結ができず、当該地での市民農園が開設できなくなったため、令和 4 年 3 月 17 日をもって開設者の特定非営利活動法人住吉つなぎ相愛から特定農地貸付けの承認の取消しの申



出書を受理しております。これは先ほど御説明しましたとおり、特定農地貸付法施行令第4条第3項の規定に該当するものと判断されるため、承認の取消しについて、議案として上程しております。

最後に、64ページの議案第26号特定農地貸付に係る承認について御説明いたします。

お手元の「特定農地貸付法資料」を御覧ください。

1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに区画配置図を掲載しておりますので、御参照ください。

開設者の特定非営利活動法人住吉つなぎ相愛は、高齢者や子供、その他の手助けを必要とされる方々に対し、生活支援などを行う法人です。今回、菜園造りを通じて多世代交流・食育を行いたく、また、今回議案に上程しております取消し地の代替地として申請に及んだものです。

本案件の市民農園は、1ページの位置図のとおり、JA宮崎中央宮崎統括支店営農センターから東に約700メートルの場所に位置する土地で、取消し地の南側の場所に位置する土地です。

事業計画といたしましては、1区画当たり16平方メートルで区画数が84区画、賃料は1区画当たり年間6,000円、貸付期間は1年間で、募集方法は住吉つなぎ相愛独自の広報誌に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募を予定しております。選考方法は、募集期間内の申込者から決定、募集を上回る場合については抽選による決定といたしております。

申請地は、農地の広がりがある市街化調整区域内の青地ではありますが、周辺農地への影響等もなく、事業規模も小規模であることから、農地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を生ずるおそれはないものと思われま

す。以上を踏まえ、特定農地貸付法第3条第3項に規定する特定農地貸付けとしての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、これらの案件につきましては、3月22日に金丸委員、24日に松田会長、久保田委員、日高委員のほか、担当地区の最適化推進委員で現地調査を行っております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○24番（松田真郎委員） 84区画ということですが、84名の方がこれを借りられたとき、駐車するスペースがあるのかが心配なのですが、その点はいかがでしょう。

○事務局（吉藺） 駐車スペースについては、農地の東側に通路があるので、まずそこに駐車していただき、台数が多くなった際には、農地内に駐車していただく予定と伺っております。

○事務局（川越） 84区画という設定をしておりますが、これは最大でということで、今のところは、25区画程度の貸し出しを予定しているとのこと。今現在、申請地の北側に車を止められるスペースは若干ございます。松田委員がおっしゃられたように、仮に84区画が全部利用されるという話になった場合には、法的な手続を取っていただくと考えております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

議案第25号に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第26号特定農地貸付けに係る承認について、64ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 19 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 20 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 9 件でございます。

報告第 21 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 22 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 15 件でございます。

報告第 23 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 24 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 23 件でございます。

報告第 25 号は、土地改良法第 3 条第 2 項に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

なお、報告第 19 号、第 20 号、第 25 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 21 号、第 22 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 4 年第 4 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 54 分閉会